

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正について

～市民の皆様から意見を募集します～

介護保険事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた条例の一部改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

1 施行時期

令和6年4月1日（予定）

※なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションについては、令和6年6月1日（予定）

2 募集期間

令和6年1月30日（火）から令和6年2月8日（木）まで（10日間）

※令和6年4月に施行予定の介護保険事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた省令の改正に伴い、関連する条例の改正を行うことが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。

3 資料

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正の概要

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参、のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

(3) 郵送・持込み（書式自由）

郵送・持込み 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（川崎市役所本庁舎12階）

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）

6 意見の締め切り

令和6年2月8日（木）（郵送の場合は、当日必着です。）

※直接お持ちいただく場合には、2月8日（木）の17時15分まで

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 電話：044-200-2469 FAX：044-200-3926